

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策 職員の在宅勤務等の実施について

1 目的

緊急事態宣言等の趣旨を踏まえ、既に実施している時差勤務のほか、職員（再任用含む。）及び会計年度任用職員の在宅勤務等を実施することによって、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び万が一、職員等に感染者が発生しても事業継続が可能な体制を構築することを目的として実施する。

2 在宅勤務（職務専念義務）

職員等に自宅での勤務を命じ、かつ、職員等が所属長と協議のうえ決定した業務又は研修等を行いながら、自宅において勤務することをいう。

勤務時間は、通常の勤務時間とし、勤務条件としては、感染予防のため原則として自宅にいて、また、必要がある時は職場からの出勤要請に応じられることとする。

3 概要

◆実施区分

- ①妊娠中の職員については、実施期間中は継続して実施する。
- ②重症化リスクの高い持病のある職員については、疾患の状況等に応じて優先的に実施する。
- ③上記以外の職員については、1の「目的」を達成するために職員が交代で極力在宅勤務を実施するよう努めるものとする。ただし、BCPの内容を踏まえて事業の縮小等を図りつつ、市民生活に直結する事業が継続できる範囲において実施すること

◆命令の単位

原則、1日単位で実施。ただし、必要がある場合には、半日単位・時間単位可

◆業務命令の流れ

- (1) 所属長が、職員等と業務内容等を協議のうえ、在宅勤務を命じる
- (2) 職員等は、在宅勤務を始業及び終業した場合には、メール、電話等により所属長に報告すること
- (3) 職員等は、在宅勤務を実施している間は、職場からの連絡をいつでも受けられるようにすること
- (4) 職員等は、在宅勤務に伴う成果物等を所属長へ提出すること
- (5) 職員等は、個人情報資源の持ち出しは原則、不可とする

4 実施期間

- ① 令和2年4月13日（月）から当面の間
- ②③ 令和2年4月16日（木）から当面の間

5 市民周知

市ホームページ等での周知

6 その他の取り組み

- (1) 振替代休による出勤調整…職場の密集や通勤混雑を回避
- (2) 交通用具等による通勤への切替え…通勤混雑の回避